市有林立木売払に係る一般競争入札についての質問回答書

市に提出された質問事項について、次のとおり回答します。

1	【質問事項】 20枚を敷設する場所の指示をお願いします。
	【回答】 鉄板の敷設箇所については、契約締結後、作業着手前に市及び買受人で現地確認を行い、道路管理者と協議の上、市から買受人に指示します。 なお、鉄板は20枚程度の使用を想定していますが、具体的な敷設位置は現地の道路状況を踏まえて決定します。
2	【質問事項】 敷設をしない場所や敷設が不可能な場所の損傷については市が修繕するのか？
	【回答】 鉄板を敷設しない箇所又は敷設が困難な箇所であっても、搬出作業に起因して市道その他の施設に損傷を生じさせた場合は、買受人において、道路管理者の指示に従い必要な復旧等を行っていただきます。 損傷の有無、原因及び必要な対応については、作業着手前及び作業完了後の現地確認並びに道路管理者との協議により判断します。
3	【質問事項】 県の事業で傷んだ箇所の責任は？
	【回答】 県事業その他の事業に起因する既存損傷に係る責任関係は、本件立木売払契約の対象外です。 ただし、搬出作業による追加的な損傷の有無を確認できるよう、作業着手前に市及び買受人で現地確認を行い、道路等の状況を記録します。買受人においては、既存損傷箇所を含め、搬出作業により損傷を拡大させないよう十分配慮してください。
4	【質問事項】 災害が起きて素材生産ができなくなった際の対応は？ （工期の変更や搬出路の変更など）
	【回答】 自然災害その他買受人の責めに帰することができない事由により、素材生産又は搬出が困難となった場合は、買受人から速やかに市へ報告してください。市は、被災状況等を確認の上、履行期限の変更の要否について協議し、必要があると認められる場合は契約変更を行います。 また、災害により予定していた搬出路の使用が困難となった場合は、関係法令、道路管理者との協議及び必要な承諾等を前提として、代替搬出路の利用を協議することは可能です。 なお、代替搬出路の利用に伴い生じる運搬費、養生費その他の追加費用は、原則として買受人の負担とします。
5	【質問事項】 地元への説明についてどう考えているか？
	【回答】 落札者決定後、作業着手前までに、事業内容、作業期間、主な搬出路、安全対策等について、関係行政区及び搬出路沿線の関係者に対し、市が説明を行う予定です。 必要に応じて、買受人にも説明への同席及び資料作成等の協力を求めます。